三田市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第9条 省略	第1条~第9条 省略
付 則	付 則
1~2 省略	1~2 省略
	(市町村民税の額の算定の特例)
	3 第3条第1項第2号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第
	1 項第 2 号に掲げる所得割(同法第 328 条の規定によって課する所得割を除
	く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5
	条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされる
	べき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」は、第3条第1項
	第 2 号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年
	度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、
	前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条
	の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地
	方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内
	に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町
	村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。